

館内清掃・館内消毒業務委託仕様書

- 1 委託件名 つばさの森館内清掃・館内消毒業務委託
- 2 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 委託場所 草加市障害福祉サービス事業所つばさの森
草加市柿木町1105番地2
- 4 支払方法 館内清掃 業務完了月払（年12回）
館内消毒 業務完了払い（年2回）

5 委託内容

(1) 館内清掃業務

館内清掃業務は、次のとおり行うものとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は除く。

ア 床面洗浄	月1回	（年12回）
イ 衛生陶器洗浄	月1回	（年12回）
ウ 床面ワックスがけ	月1回	（年11回）
エ 床面剥離（剥離後ワックスがけ含む）	年1回	
オ 窓ガラス清掃	年2回	

(2) 館内消毒業務

年2回、害虫駆除剤を使用し、館内全体の殺菌・殺虫を行うこと。

(3) 清掃・消毒場所

別紙(1) (2)のとおり

6 異常・事故の報告

作業員は、業務中に構造物や設備に異常を発見したとき、又は事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、担当職員に報告しなければならない。

7 負担区分

(1) 委託者において負担すべきもの

清掃に係る水道光熱費

トイレトペーパー及び洗面所石鹸

(2) 受託者において負担すべきもの

清掃業務に必要な清掃用具及び館内消毒に必要な器具
清掃業務及び館内消毒に必要な消耗品

8 業務完了報告書

各業務完了後は、すみやかに業務完了報告書などを施設担当者に提出し報告すること。

9 疑義についての協議

本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなるものに対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

11 問い合わせ先

草加市障害福祉サービス事業所つばさの森 担当：岡崎
電話 048（935）5678

清掃・消毒場所及び総面積

館内	清掃場所	消毒場所
玄関・廊下	○	○
利用者用男女トイレ・車いす用トイレ	○	○
作業室 1	○	○
作業室 2	○	○
製菓室		○
製菓室前室	○	○
印刷室	○	○
移行訓練室	○	○
相談室	○	○
職員事務室	○	○
職員男女トイレ・湯沸室	○	○
利用者用男女更衣室	○	○
職員用男女更衣室	○	○
食堂	○	○
医務室	○	○
会議室	○	○
利用者用男性更衣室	○	○
厨房事務室	○	○
検収室	○	○
厨房前室	○	○
食品庫	○	○
厨房用トイレ	○	○
厨房内廊下	○	○
洗濯室・シャワー室	○	○
倉庫（大）（中）（小）		○
静養室		○
厨房		○
厨房休憩室		○
総面積	1, 119㎡	1, 341.98㎡

清掃場所（衛生陶器）

場 所	小便器	大便器	洗面陶器
職員用男性トイレ	1 箇所	1 箇所	1 箇所
職員用女性トイレ		1 箇所	1 箇所
利用者用男性トイレ	3 箇所	2 箇所	2 箇所
利用者用女性トイレ		5 箇所	3 箇所
車いす用トイレ		1 箇所	1 箇所
厨房用トイレ		1 箇所	1 箇所
食堂手洗い場			3 箇所
作業室 2 手洗い場			3 箇所